

平成26年8月29日  
生活文化部

## 世田谷区立老人会館条例及び条例施行規則の一部改正について

### (付議の要旨)

老人会館の活性化と利便性の向上を図るため、世田谷区立老人会館条例及び同条例施行規則の一部を改正する。

### 1. 主旨

公共施設整備方針に基づく高齢者施設のあり方検討を踏まえ、平成26年度末をもって機能廃止する厚生会館の一部機能を老人会館で受け入れることとなった。これに加え、平成26年度の組織改正により、施設所管が区民生活領域へ移管になったことから、平成26年5月30日政策会議を踏まえ、これまでの施設設置目的に、高齢者の地域活動への参加促進と世代間交流の場としての位置づけを追加し、老人会館の活性化と利便性の向上を目的として、条例及び条例施行規則を改正する。

### 2. 改正内容

#### 【条例改正】

- (1) 従来の設置目的である、「高齢者に対する心身の健康保持と生活の向上のための相談及び福祉活動を行うとともにいこいの場を提供する」ことに加え、「高齢者の地域活動への参加促進や、世代間交流を進めることで区民の福祉の向上を図る」目的を追加する。
- (2) 施設名称を正式に「ひだまり友遊会館」とし、条例名も「世田谷区立ひだまり友遊会館条例」とする。
- (3) 高齢者の地域参加促進や世代間交流に資する事業を追加する。
- (4) 一般団体利用の使用料を運営者の収入とする利用料金制を導入する。高齢者の利用については、これまで通り優先受付を行い、利用料は無料とする。
- (5) 条例上「老人」と表記している部分について、「高齢者」に改める。

その他、詳細は別紙「新旧対照表」のとおり

#### 【規則改正（開館日の拡大）】

高齢者の活動の場の拡大および利便性の向上の観点から、第2・第4日曜日、祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）を休館日としていたところを、毎月第2日曜日および年末年始を休館日とし、開館日を拡大する。

### 3. 今後のスケジュール

平成26年	9月 2日	区民生活常任委員会報告（条例改正）
	9月下旬	第3回区議会定例会（条例改正案提案）
平成27年	4月 1日	改正条例施行予定（一部3月1日施行予定）